

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年5月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000192 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100008 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 39 年 10 月 1 日から同年 9 月 20 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

昭和 39 年 9 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 39 年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 9 月 20 日から同年 10 月 1 日まで

A 社内の異動であり、一度も退職したことが無く勤務したが、昭和 39 年 9 月 20 日から同年 10 月 1 日までの厚生年金保険の記録が漏れている。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

現在の C 社及び A 社 D 作業所に勤務していた同僚の回答から、請求者は、昭和 39 年 9 月 20 日に A 社から A 社 B 支店の管轄にあった D 作業所に異動したことが確認でき、また、異動の前後も A 社の関連会社にて継続して勤務したことがうかがえることから、A 社 B 支店において昭和 39 年 9 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、昭和 39 年 9 月の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者記録から、3 万円とすることが妥当である。

また、昭和 39 年 9 月については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の C 社の事業主は、昭和 39 年 9 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し喪失日を同年 9 月 20 日として届出を提出しており、また、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主から同年 9 月 20 日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の同年 9 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000272 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100009 号

第 1 結論

昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日までの期間について、請求者が A 市立 B 幼稚園における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 57 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの 1 年間、C 県 A 市立 B 幼稚園に臨時の幼稚園教諭として勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した資料により、請求者は、昭和 56 年 11 月において A 市立 B 幼稚園に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 市立 B 幼稚園を管掌している A 市教育委員会は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所とされ、また、同委員会は、5 年の保存年限を経過し、当時の資料がないため、請求期間当時、適用事業所となるべき事業所であったかどうかについて確認することができない。

また、請求者は給与明細書及び辞令等を所持しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

なお、公立学校共済組合 A 支部及び C 県市町村職員共済組合によると、いずれも共済組合の加入要件は正規教職員のみであり、請求者に係る加入期間はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。